

### 新しいホクネット役員

- ◎理事長 松久三四彦 北海学園大学法務研究科長・教授、弁護士
- 副理事長 房川 樹芳 弁護士
- 副理事長 矢島 収 北海道消費者協会専務理事
- 副理事長 平 照治 北海道生活協同組合連合会専務理事
- ◎専務理事 道尻 豊 弁護士
- 理事 町村 泰貴 成城大学法学部教授
- 理事 竹之内洋人 弁護士
- 理事 谷村 庄市 弁護士
- 理事 番井 菊世 司法書士
- 理事 佐藤 弘直 札幌大谷大学准教授
- 理事 内山 敏和 北海学園大学准教授
- 理事 根本 武志 北海道労働者福祉協議会事務局次長
- 理事 小森 公一 消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会北海道支部長
- 理事 谷本 陽一 北海学園大学准教授
- 理事 橋長真紀子 札幌学院大学准教授
- 理事 初谷 修 司法書士
- 理事 大嶋 明子 消費者支援ネット北海道事務局局長
- 監事 鈴木 賢治 弁護士
- 監事 小谷しのぶ 司法書士

### 検討委員会の活動

## 1年超しの協議も

ホクネットには、消費者被害情報を収集・分析する検討委員会のもと、案件ごとに専門家で構成する三つの検討グループがあり、事業者と申入れ協議などを行っています。各グループの活動状況をお知らせします。

#### ◇A検討グループ

サンコーポレーションに対し、建物賃貸借契約条項についての申入れを平成29年5月1日に行い、事業者が申入れに沿った内容に契約条項を改訂したため、同年12月22日に協議終了の通知を出し終了しました。協議中の案件は旭川市に本社がある道北振興で、工事請負契約書の解約金条項が消費者契約法第9条、10条により、不当とする申入れ協議を行っています。その他、ヤフーウォレットに関しては協議中です。

#### ◇B検討グループ

小樽市にあるスポーツクラブ・ソプラティコに対し、入会会則及び施設利用規則が消費者契約法第8条、10条に抵触するため、申入れ協議を行っていますが改善がなく、協議は1年以上続いています。

#### ◇C検討グループ

レンタカー貸渡約款が利用者に対し、無過失責任を負う内容になっているため質問書を送付しましたが、当該事業者からは業界の標準約款にならって作成している旨の回答があり、標準約款及び大手レンタカー会社の貸渡約款の検討を始めています。

### 会員加入と寄付ご協力

#### のおねがい

活動の一層の充実のために、会員加入および寄付金のご協力をお願いしております。ホクネットへの寄付金は税額控除の対象となります。

### 寄付金合計額

ご協力ありがとうございます

491,000円

H30.4.1~6.30

前年同期比  
58,454円減

### 編集後記

今回は総会報告号です。総会には道内外から「ホクネットの積極的な活動に敬意を表します」といった祝意が数多く寄せられました▼一方で「乏しい資金を会員の熱意でカバーしています。今後も協働して消費者の権利実現に邁進を」(京都消費者契約ネットワーク)との苦しい現状を分かち合う言葉や、「財政支援の縮小、増え続ける高齢者被害…消費者契約法の改正運動など各地

の団体が連携して取り組まねばならない課題が山積しています。今まで以上に消費者力を向上させる活動を推進していきましょう」(消費者支援ネットワークいしかわ)といった熱い連帯の呼びかけがありました▼群馬、岡山、とうほくなどからは設立支援などへの謝意も示されました。ワールドカップの日本-ポーランド戦を見て、ふと元ポーランド大統領レフ・ヴァウエンサ(ワレサ)が唱えた「連帯」を思い出しました(武野)

内閣総理大臣認定適格消費者団体  
認定特定非営利活動法人

消費者支援ネット北海道

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろビル4F

ホームページ: <http://www.e-hocnet.info/>

MAIL: [info\\_hokkaido@hocnet1222.jp](mailto:info_hokkaido@hocnet1222.jp)

Facebook: [hocnet1222](https://www.facebook.com/hocnet1222) Twitter: [hocnet20162](https://twitter.com/hocnet20162)

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

ホクネット

総  
報  
告  
号

# ホクネット通信

も  
く  
じ

- 1 ページ...平成30年度通常総会報告 松久新理事長あいさつ
- 2 ページ...10周年記念公開セミナー「消費者団体訴訟の役割」
- 3 ページ...消費者契約法30年改正の解説
- 4 ページ...役員一覧 検討委員会の現況

## 平成30年度通常総会

# 新理事長に松久三四彦氏

## 正味財産143%増、代表理事2人

消費者支援ネット北海道(ホクネット)は、法人化10年となる平成30年度の通常総会を6月16日に札幌のホテルで開催しました。町村泰貴理事長は「今年度は特定適格消費者団体の認定申請の年であり、引き続き協力をお願いしたい」とあいさつしました。

事業報告では、特定適格消費者団体の認定申請に向けた活動と、平成29年度の差止請求関連の活動を報告しました。決算報告では、経常収支が220万円増、繰越正味財産額が752万円と前期比143%の大幅増となり、財政基盤の強化になったことを説明しました。

事業計画では、地方自治体との連携強化が最重要課題であり、その一環として差止請求事例集を作成します。道内の消費生活相談窓口配布し、活用してもらうよう働きかけるなど適格消費者団体としての役割を強化することなどを提案し、承認されました。

定款の一部改正では、本年度中に消費者裁判手続法に定める特定適格消費者団体の認定を目指すことから、法令の要件及びガイドラインに沿った組織と財務を整え、活動の範囲を規定し、各種決定等に要する手続きの整備が必要になったことを説明し、承認されました。

役員選任では、理事は岡田誠司氏(司法書士)が退任し、初谷修氏(同)と大嶋明子事務局長の2人を新任しました。



総会後の理事会で、東京の大学に移籍した町村氏が理事長を退任し、松久三四彦氏(北海学園大学大学院教授)＝写真＝を理事長に選任しました。定款変更に伴い、代表理事は松久理事長と道尻豊専務理事(弁護士)の2人制となります(新体制は4面に)

## 課題は財政と事務局の強化 松久新理事長

ホクネット創設10周年となる本年、理事長に選任されました。

初代理事長の瀬川信久先生から向田直範先生、そして町村泰貴先生のあとを引き継いで4代目となります。瀬川先生と向田先生はともにホクネットの設立準備から携われており、町村先生は東奔西走のご活躍をされ、各先生のホクネットとの強い関わりと厚いご貢献を思うと、身の引き締まる思いです。

また、事務局の皆様、検討グループ委員の皆様、理事の皆様には、ご多忙の中、多大なご貢献をいただき、深く敬服しております。

ホクネットは、差止めに加えて、被害回復関係の業務もできるよう、「特定」適格消費者団体の認定に向けて着々と準備を進めていますが、財政基盤の確立と事務局の永続性確保に向けた課題を抱えています。引き続き皆様のご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

### 公開セミナー「消費者団体訴訟の役割」

# 公益実現「民活」で連携

## 集団提訴の経費どうする

通常総会に先立ち、町村泰貴理事長は、ホクネット創設10周年を記念し公開セミナー「消費者団体訴訟の役割」と題して講演しました＝写真＝。要旨を紹介します。

◇ ◇

戦後の日本では、主婦連が中心となり、無果汁表示をめぐるジュース訴訟やヤミカルテル灯油裁判など消費者保護の輝かしい歴史があり、これらをもとに2007年に消費者契約法を改正し適格消費者団体による差止請求権が、16年には消費者裁判手続特例法を制定し特定適格消費者団体による集団的消費者被害回復手続が制度化されました。世界でも最先端の法規と言えます。

では消費者団体訴訟が追求する利益とは何か。利益は①公益②拡散利益③集合的利益④個別的利益に分類できます。

主婦連ジュース訴訟の最高裁判示では、公益の保護により個々の消費者が受ける利益は「反射的利益」にすぎず、それが得られないとしても「消費者の法律上の地位には影響しない」とされました。

個別的利益は、個々人の権利や法律上保護された利益に侵害が加えられた場合の、救済を求める利益であり、いわば個人的利益です。自身の権利は、自身で訴えるのが原則であり、少額被害であれば泣き寝入りになりかねません。

集合的利益は、個々人に帰属する利益でも、例えばニセの源泉水を大量販売し購入者が救済を求めようとしても、侵害が小さすぎて困難であるような場合を指します。

拡散利益は、個々人に帰属するものとは言えませんが、グループ全体に帰属する利益を指します。例えば、不当表示があつて未だだれの利益も害されていない場合でも、嘘が横行すれば

安心して消費生活が送れないという利益侵害になります。

環境問題に置き換えると、大気汚染で健康被害を受けたら個別的利益の侵害であり、重大事態に至らなくても悪臭や不快感などの精神的苦痛や軽微な苦痛は集合的利益の侵害になり、貴重な歴史的景観や希少動物の生存に悪影響をもたらすならば拡散利益の侵害となりうるでしょう。各種利益と法的手続きを整理すると下図のようになります。

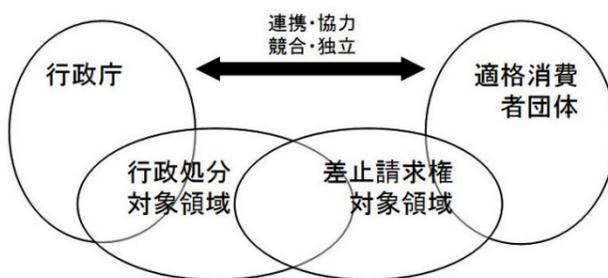
### 各種利益の関係

個々人には 反射的利益 しかなく、 訴訟提起は できない	個々人への利益 帰属は観念できず 個別の訴訟提起は できない ＝団体差止訴訟	個々人の訴訟 提起は少額す ぎて困難 ＝集団的被害 救済裁判手続	個々人が 訴訟で追求 できる ＝通常の 民事訴訟
--	--	--	--------------------------------------



次に適格消費者団体と行政の関係を見てみましょう。拡散利益が公益の一部であれば、公益の実現を任務とする行政庁と、団体差止訴訟を手がける適格消費者団体の役割は重複するよう見えます。もちろん両者に指揮命令関係はなく、下図のように競合・独立し連携・協力することになります。

### 行政庁と適格消費者団体との関係



(3面に続く)

# 契約取消の不当勧誘拡大

## 消費者契約法改正の解説

ホクネット専務理事 道尻 豊

消費者契約法の平成28年改正では、高齢化などに対応して、不実告知により契約を取り消しうる対象を「生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情」にまで拡大する、過量契約の取消権を新設する、消費者の解除権を放棄させる条項の無効を明示する、などの改正が行われました。そして今年6月、近時の消費者被害・トラブル事例を踏まえた対応策として、消費者契約法の新たな改正法が成立しました。

### 不安のあおりや加齢

今回の改正では、まず、契約を取り消しうる不当な勧誘行為として①消費者の社会生活上の経験不足を、不安をあおる告知や恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用によって不当に利用すること②消費者の加齢等による判断力の低下を不当に利用すること③靈感等による知見を示して不安をあおること④契約締結前に債務の内容を実施すること、などが追加されました。

無効となる不当な契約条項として①消費者

の後見開始等を理由とする契約解除条項②事業者が自分の責任を自ら決められることのできる条項、が明示されました。

### つけ込み型は見送り

消費者契約法はより強化されたといえますが、他方で、事業者の不当な勧誘行為はないものの、消費者の合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる「つけ込み型」の不当勧誘について消費者の取消権を認める規定は盛り込まれませんでした。

### 損害額の平均推定も

また、消費者が支払う損害賠償等の額を予定する不当条項に関し、同種の事業者に生ずべき平均的な損害の額を「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」と推定することで、消費者側の立証を容易にするための規定も盛り込まれていません。これらについては、今回の改正における実現が強く望まれるところです。

今回の改正法は、公布から1年後の平成31年6月15日から施行されます。

### (2面から続く)

しかし、現行制度にはいくつか問題があります。一つは、公益の実現が重複するのであれば、差止費用は公費で負担すべきだ、との指摘です。適格消費者団体に関わることは執行力、とりわけ地方の執行力を増強することになり、いわば「民活」として支えるべきではないでしょうか。

次に、行政庁の権限、特に立入検査権限などを団体訴訟にも活用可能にすべき、との指摘です。立入調査は、団体が行うのではなく、行政庁に依頼する。不当表示は、立証が難しく、行政庁を通じて質問状を出すことができれば効果は大きい。

さらに集合的利益は、多数に被害が及べば、一人の損害は小さくても全体の損害は大きく、集団的被害回復の必要性は高くなります。しかし、集合的利益も個別的利益です。「個別訴訟の権利を奪う」可能性がある一方、「少額で着手金や報酬の支払いができるのか」との問題もあります。

集団的被害回復を目指すにしても多数の被害者に対する説明や相談、受け付け、債権届出の授權をどう担うのか、コストはどうするのか。残念ながら集団的被害回復の提訴は、制度発足から2年を経て実績が1件もないところに制度の欠陥があると思います。